

## 第189回 役員会（臨時）議事要旨

日時 平成28年12月22日（木）9：30 ～ 10：09

場所 学長室

### 議題1. 職員の人事事項について（資料席上配付：回収）

その他

[出席委員] 6名

前田学長

(理事) 島、高松、清原、住吉、永井

[欠席委員] 石窪

[事務局]

(部長) 大園

(課長) 松野下、通山、

(その他) 川崎、勇、平野

### 議題1. 職員の人事事項について（資料席上配付：回収）（資料1）

学長から、職員の人事事項について、本学職員懲戒規則第7条に基づき懲戒処分書（案）が諮られ、本件については12月6日開催の第26回役員等会議での審査を経て、処分対象者6名のうち退職者2名については12月6日に審査説明書を郵送し、在職者4名については12月7日に学長から審査説明書を交付したものであり、その後、処分対象者6名から陳述請求をしない旨の申出書が提出され、また、陳述請求書提出期限の12月21日までに陳述請求書の提出がなかったことの説明があり、審議の結果、原案どおり、退職者2名への処分種類及び程度を「諭旨解雇（相当）」及び「出勤停止10日間（相当）」とし、在職者4名への処分種類及び程度を「出勤停止5日間」、「減給」及び「戒告」とすることが了承された。なお、在職者4名については本日懲戒処分書を交付することとし、退職者2名については通知書を郵送することとなった。

また、12月26日に本事案の概要について、本学懲戒規則第10条及び本学における危機管理に関する広報基準に基づき、資料3及び資料4のとおり教職員及び報道機関にそれぞれ公表する旨の説明があり、種々意見交換が行われ、一部修正のうえ、公表することが了承された。

その後、退職手当の返納請求にかかる今後の手続きについて、学長及び人事課長から説明があり、種々意見交換が行われ、今後、顧問弁護士と相談のうえ、役員等会議で検討することが確認された。

なお、資料については議題終了後回収され、本事案については守秘義務が課せられている旨再確認された。

その他 なし